

# 入 札 者 心 得 書

第一 入札は別に公告（又は通知）した事項のほか、この心得書の定めるところにより行う。

2 入札に参加する者は公告（又は通知）に示した日時までに仕様書、図面（又はカタログ）、見本又は現品若しくは現場説明書、契約書（案）を熟覧しておくものとする。

3 競争加入者又はその代理人（**復代理人を含む。以下同じ**）は、入札後においてこの心得書に掲げた事項及び仕様書、図面（又はカタログ）、見本又は現品若しくは現場、契約書（案）の不知、又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

第二 競争加入者又はその代理人は入札の際、別に交付された国の競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書の写しを入札関係職員に提示して当該資格のある者であることの確認を受けるとともに、入札公告において提出を求められている書類等を入札関係職員に提出するものとする。

2 前項により確認を受けない者、又は提出を求められている書類等を提出しない者は入札させない。

第三 入札者が代理人であるときは入札権限に関する委任状を提出しなければならない。

第四 入札書は別添様式により作成した入札書及び入札品目ごとの入札単価を入力したデータファイルを含むUSBメモリを封筒に入れ**封緘し、その封皮の表面に自己の氏名（法人にあってはその名称）を記載**し公告（又は通知）に示した日時（又は受領期限まで）にこれを入札箱に投入するものとする。

2 入札品目ごとの入札単価を入力するデータファイルは、本学が配布するデータファイルを使用すること。その際、データファイルの様式の変更（ファイル名の変更、行・列の削除、データの並び替え等）は一切行わないこと。

3 入札書とデータファイルの数値等に相違があった場合は、入札書の数値等を有効とする。

第五 郵便による入札書の差出しは認めないものとする。

第六 競争加入者又はその代理人は、入札書を入札箱に投入した後においては、その開札の前後を問わずこれを引換え若しくは変更し又は取消すことができない。

第七 入札の執行中入札場所において次の各号の一に該当する行為があると認められる者があるときは、その者を入札場外に退去させることができる。

1 公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした場合

2 公正な価格を害し又は不正な利益をうるため連合した場合

第八 開札は公告（又は通知）に示した日時及び場所において入札者の面前で行う。この場合において競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に係りのない本学職員を立ち会わせてこれを行う。

第九 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。ただし、単価契約によるものを除く。）をもって落札価格とするので、競争加入者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

第十 次の各号の一に該当する入札書は無効とする。

1 入札金額が記載していない入札書

2 入札金額を訂正したものでその訂正について印の押していない入札書

3 競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の記載及び押印のない又は判然としない入札書

4 請負に付される工事若しくは製造の表示又は調達物品名が記載していない入札書

- 5 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書〔競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合は、正当な代理であることが代理委任状、その他で確認されたものを除く。〕
- 6 一般競争の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- 7 指名競争の場合において、指名をしていない者の提出した入札書
- 8 請負に付される工事若しくは製造の表示又は調達物品名に重大な誤りのある入札書
- 9 入札金額の記載が不明確な入札書
- 10 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- 11 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- 12 その他入札に関する条件に違反した入札書

第十一 入札は予定価格の制限の範囲内で最低価格（売払い等の場合は最高価格）のものを落札とする。ただし、当該入札が国立大学法人旭川医科大学会計規程第16条第2項の規定に該当すると認められるときは、その定めるところにより予定価格の制限の範囲内で次順位の者を落札とすることができる。

- 2 前項本文の場合において落札者とすべき同価の入札をした者が2人以上あるときは直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。
- 3 前項の場合において当該入札者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは入札執行事務に関係ない本学職員にくじをひかせ、落札者を決定する。
- 4 落札者を決定したときは入札者にその氏名（法人にあっては名称）及びその金額をその場所で発表する。ただし、第1項但し書きにより落札者を決定する場合においては別に書面で通知する。
- 5 第1項本文の場合においては落札となる者がいないときは直ちに再度の入札に付することができる。

第十二 落札者は落札決定の日から起算して7日以内に（落札者が遠隔地である場合等特別の事情のあるときは学長が定めた期日まで）契約書の取りかわしを行うものとする。

第十三 その他一般的約定事項については本学が定めた物品供給契約基準を用いるものとする。